



## ふぐの輸入について

ふぐを輸入する場合は、下記について注意してください。

### 1. 輸入が認められるフグ（21種類）

日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されるクサフグ、コモンフグ、ヒガンフグ、ショウサイフグ、マフグ、メフグ、アカメフグ、トラフグ、カラス、シマフグ、ゴマフグ、カナフグ、シロサバフグ、クロサバフグ、ヨリトフグ、サンサイフグ、イシガキフグ、ハリセンボン、ヒトツラハリセンボン、ネズミフグ、ハコフグ

### 2. 輸入が認められるフグの形態

種類の鑑別を容易にするため、処理を行わないもの又は単に内臓のみをすべて除去したものに限り。

### 3. 届出添付書類

輸出国の公的機関により作成され、かつ、当該フグの種類(学名)、漁獲海域及び衛生的に処理された旨の記載のある証明書を添付。

### 4. 冷凍ふぐの注意点

- ・フグは、急速凍結法により凍結し、低温（-18℃以下）で保管する。
- ・種類の鑑別を容易にするため、凍結は個体ごとに行う。これが困難な場合は、同一フグの背面及び腹面が確認できるよう一層の状態で凍結することが望ましい。

### 5. 届出後の検査

ふぐは、輸入毎に現場検査で魚種鑑別を実施し、異種フグの混入が確認された場合は、食品衛生法第26条第3項に基づく命令検査を実施します。

#### 参考となる通知

昭和59年 3月3日環食第48号・環乳第6号「輸入フグについて」

昭和58年12月2日環乳第59号 [「フグの衛生確保について」](#)（厚生労働省ホームページ）

昭和58年12月2日環乳第59号 [「フグの衛生確保について」](#)（厚生労働省ホームページ）

[その他](#)（厚生労働省ホームページ）

#### フグ毒について

自然毒のリスクプロファイル：[フグ毒](#)（厚生労働省ホームページ）